

## 【高度専門職外国人の家事使用人(金融人材型)】 在留資格変更許可申請

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人(以下「高度専門職外国人」といいます。)に雇用される家事使用人には3つのタイプがあり、1つ目は高度専門職外国人と共に(又は後から)本邦に入国する家事使用人(特定活動告示2号の2。以下「家事使用人(入国帯同型)」といいます。)、2つ目は高度専門職外国人に13歳未満の子がいること等により家事に従事することが認められる家事使用人(特定活動告示2号。以下「家事使用人(家庭事情型)」といいます。)、そして、3つ目は投資運用業等に従事する高度専門職外国人に雇用される家事使用人(特定活動告示2号の3。以下「家事使用人(金融人材型)」といいます。)です。

家事使用人(入国帯同型)は、雇用主と共に出国する予定であることが必要で雇用主の変更は認められないのに対し、家事使用人(家庭事情型)は、雇用主の変更が認められる一方、雇用主である高度専門職外国人が13歳未満の子等を有している必要があります。この点、家事使用人(金融人材型)については、高度専門職外国人の世帯年収等に係る要件を満たしていれば、雇用主と共に出国する予定であることや、雇用主である高度専門職外国人が13歳未満の子等を有していることなどの要件はありません。

在留資格変更許可が認められるのは、家事使用人(家庭事情型又は金融人材型)であって、他の在留資格で在留していた方が新たに家事使用人(家庭事情型又は金融人材型)として雇用される場合です。

### ○ 家事使用人(金融人材型)の要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)

- 1 雇用主である高度専門職外国人が、金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業、同条第3項に規定する投資助言・代理業又は同条第4項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること
  - 2 雇用主である高度専門職外国人の世帯年収に係る以下の区分に応じ、それぞれ次の要件に該当すること。
    - ①1,000万円以上3,000万円未満 申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。
    - ②3,000万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が1名であること。
- (注)「世帯年収」とは、高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれません。
- 3 雇用主である高度専門職外国人が使用する言語により日常の会話を行うことができること。
  - 4 月額20万円以上の報酬を受けること。
  - 5 18歳以上であること。
  - 6 在留状況が良好であると認められること。

### ○ 提出資料

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留資格変更許可申請書](#)（「特定活動」の様式・「○上記以外の目的」を選択） 1通  
※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しております。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。
- 2 写真（縦4cm×横3cm） 1葉  
※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。  
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
- 3 申請人のパスポート及び在留カード 提示
- 4 申請人の活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 1通
- 5 雇用主である高度専門職外国人の在留カード又はパスポートの写し 1通
- 6 雇用主である高度専門職外国人の世帯年収を証する文書 1通
- 7 雇用主である高度専門職外国人が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主である高度専門職外国人の世帯年収が3,000万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が1人である旨を記載した文書 1通
- 8 雇用主である高度専門職外国人が日常生活において使用する言語について会話力を有することを明らかにする資料 1通
- 9 雇用契約書（写し）及び労働条件を理解したことを証する文書 1通  
（注）[厚生労働省作成のモデル雇用契約書](#)を使用してください。
- 10 雇用主である高度専門職外国人の所属機関の金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業、同条第3項に規定する投資助言・代理業又は同条第4項に規定する投資運用業に係る登録済通知書写し等 1通
- 11 雇用主が上記10のいずれかの業務に従事することを説明する資料（[参考様式](#)） 1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知お願います。

## ○ 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、出入国在留管理庁のホームページの[「各種手続案内」](#)をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 申請人本人が疾病（注1）その他の事由（注2）により自ら出頭することができない場合で、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが申請を提出する場合においては、身分を証する文書等（戸籍謄本等）をご提示いただきます。これは申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。  
また、申請人以外の方が申請を提出する場合であっても、「申請人の旅券及び在留カードの提示」が必要です。

（注1）「疾病」の場合、疎明資料として診断書等を持参願います。

（注2）「その他の事由」には、人道的な理由が該当し、多忙で仕事が休めないなどの理由は入りません。